

滋賀県の 福祉サービス第三者評価

より良いサービスのために

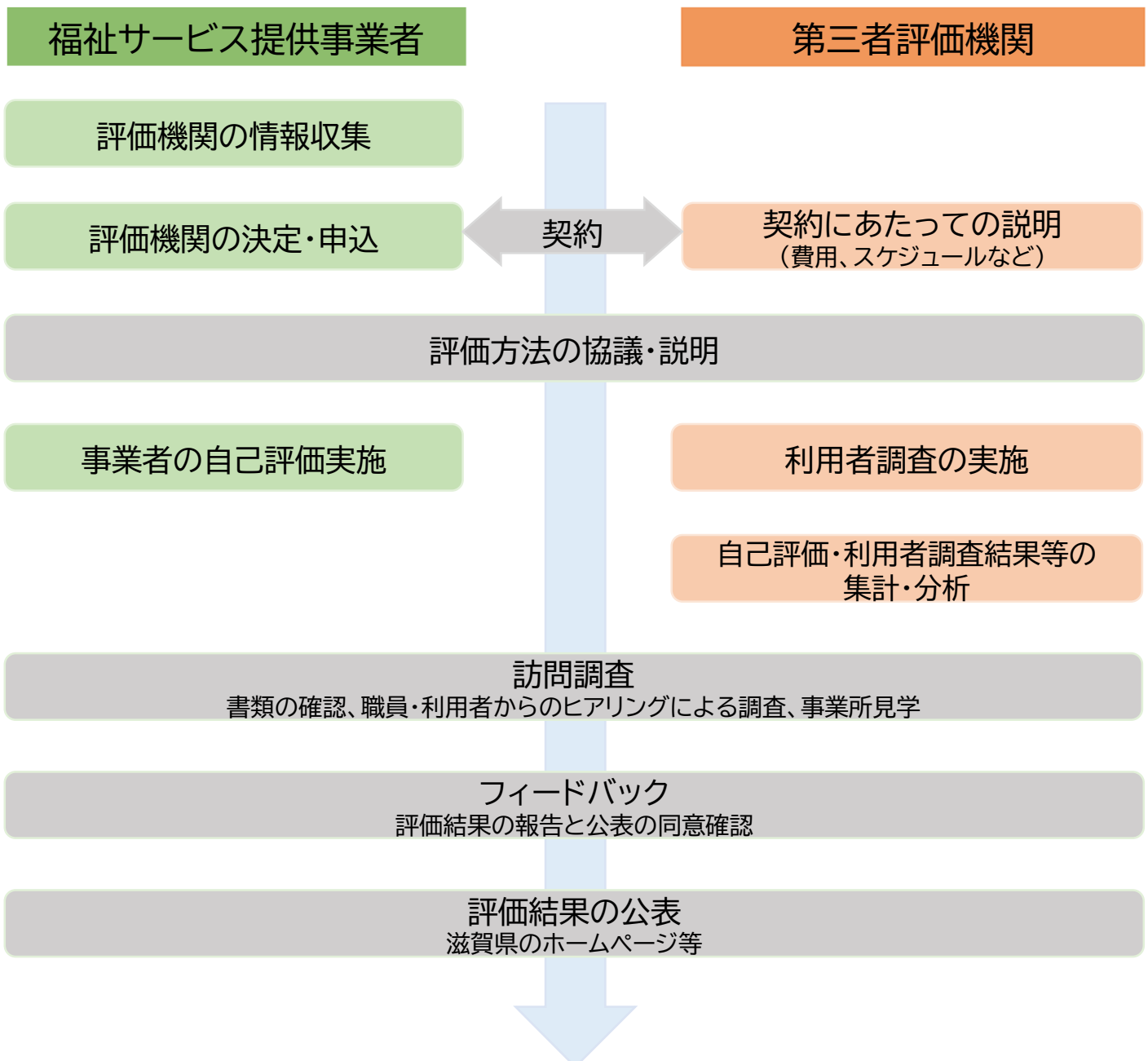


滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

第三者評価を受ける主なメリット

1	サービスの質を向上させる 新たな気づき	・評価結果と評価のプロセスから長所や改善点を発見できる ・利用者調査で利用者や家族の意向、評価を把握できる ・評価調査員との対話で、新たなヒントを見つけられる
2	事業所の魅力がもっと伝わる	・利用者や家族、地域住民・施設の利用を検討している方に事業者の考えや取組、強みをPRできる

第三者評価受審の流れ



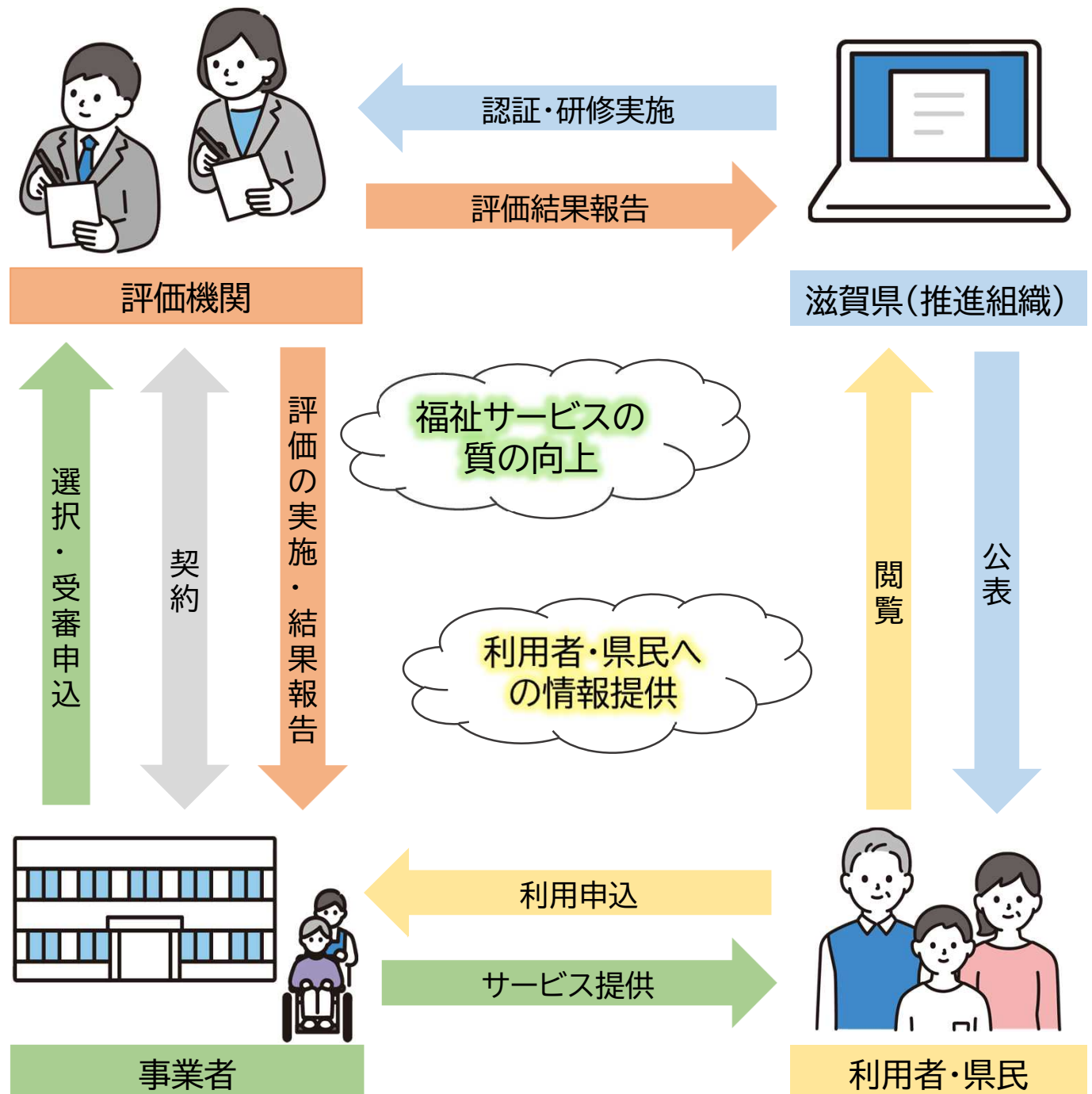
福祉サービス第三者評価とは

■福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者である第三者評価機関が、専門的かつ客観的に、保育・高齢者・障害者福祉サービス事業者が提供するサービスの質を評価します。

■評価を行うのに、必要な資格や経験を有し、養成研修を修了して名簿に登載された評価者による評価を受けられます。

■外部の第三者が実施するので、利用者や職員の忌憚のない声を把握できます。

第三者評価の仕組み



評価基準・評価項目について

■福祉サービス第三者評価は、国の示す「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき実施されます。

■評価基準・評価項目は、当該指針に定められた「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」により、「共通評価基準(45 項目)」と「内容評価基準(約20 項目)」で構成されています。

共通 評価基準	全ての施設・事業所に共通の項目 I 福祉サービスの基本方針と組織（理念、方針、経営状況、事業計画等） II 組織の管理運営（管理者の責任、人材確保、運営の透明性、地域貢献等） III 適切な福祉サービスの実施（利用者本位の福祉サービス、質の向上）
内容 評価基準	サービス種別(保育、高齢者、障害者)ごとの項目 【例】保育所： 保育内容、子育て支援、保育の質の向上 養護老人ホーム： 生活支援の基本と権利擁護、家族等との連携等

評価機関の決定・申込

■評価機関は、事業者の皆様が自ら選択し、契約を締結します。

■滋賀県では下記の評価機関を認証しています。詳細は各評価機関のホームページをご覧ください。また、評価機関へ直接お問い合わせください。

また、県ホームページに掲載している過去の評価結果も参考に、ご検討ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/334575.html>

認証 番号	法人名 (担当部署)	所在地	担当部署 所在地	連絡先
滋賀県 22-01	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ (ナルク滋賀福祉調査センター)	大阪市中央区常盤町二丁目1番8号	大津市和邇中浜432番地平和堂和邇店2階	077-594-0838
滋賀県 23-01	公益社団法人滋賀県社会福祉士会	草津市笠山7丁目8-13 8 県立長寿社会福祉センター内	同左	077-561-3811
滋賀県 23-02	一般社団法人滋賀県介護福祉士会	草津市笠山7丁目8-13 8 県立長寿社会福祉センター内	同左	077-569-5133
滋賀県 24-01	一般社団法人 介護・福祉・社会的養護第三者評価機構	京都府京都市山科区四ノ宮小金塚1-376	京都府京都市伏見区醍醐烏橋町24-4	075-320-5166

問合せ先（県の第三者評価事業について）

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号
Tel.077-528-3516 Fax.077-528-4850 E-mail: ea0004@pref.shiga.lg.jp

